

出願等の手続の方式審査に関する Q & A

目次

1. 出願の手続	8
問1-1. 願書に記載する発明者の表示（特・実・意） 発明者が外国人の場合、願書に記載する発明者の氏名はどのように記載するのですか。また、発明者が中国人の場合は、漢字で記載することはできますか。	8
問1-2. 発明者の氏名の旧氏（旧姓）使用（特・実・意） 特許出願をするときに発明者の氏名に旧姓を使用してもよいですか。	8
問1-3. 県立高校の権利能力 県立の高等学校が、特許出願することができますか。	8
問1-4. 外国人の出願人の表示 外国人の出願人の氏名又は名称の表示の仕方について教えてください。	8
問1-5. 会社更生法に基づく保全管理命令後の出願人の代表者の記載 会社更生法に基づく保全管理命令が出されました。この場合に、新たな特許出願をするときの【特許出願人】の欄に記載する代表者は誰になるのですか。	9
問1-6. 未成年者の手続 出願人が未成年者のため、法定代理人が特許出願を行う場合、提出すべき証明書は何ですか。	9
問1-7. 代理人と選任した代理人との違い (1) 願書に記載する代理人と選任した代理人の違いは何ですか。 (2) 中間手続で、選任した代理人を記載できますか。また、中間手続を複数の代理人によりオンラインで手続する場合は、オンライン手続をした代理人以外の代理人は意思確認の補足が必要ですか。	9
問1-8. 願書の復代理人の表示 (1) 復代理人が代理して特許出願を行う場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。 (2) 共同出願において、出願人A、Bの代理人が複数います。出願人Bにのみ復代理人がいる場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。	10
問1-9. 新規性喪失の例外証明書の援用 (1) 新規性喪失の例外証明書を援用して提出したいと思います。新規性喪失の例外証明書提出書の記載はどのようにするのですか。（特・実・意）	10

(2) 国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合、後の出願の願書に新規性喪失の例外証明書を援用する旨の表示をしなくても、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとみなされますか。(特・実) ... 10

問 1-10. 国との共同出願における手数料の納付

国と国以外の者の共同出願で持分の定めがあるため、国以外の者の持分の割合に応じて手数料を納付する場合の願書に記載する事項を教えてください。また、その場合、持分を証明する書面を提出する必要がありますか。..... 10

問 1-11. 不適切な要約書 (特・実)

要約書について、【課題】【解決手段】の見出しを付さないで記載することはできますか。また、文字数が400字を超えて要約書を提出した場合、補正指令が通知されますか。..... 11

問 1-12. 外国語書面出願の翻訳文 (特)

(1) 外国語書面出願の図面の翻訳文を提出するときに、外国語図面は、図1A、図1Bになっているときに、図1Aを【図1】、図1Bを【図2】と記載してよいですか。..... 11

(2) また、1ページ目に【図1】【図3】を2ページ目に【図2】を記載してもよいですか。..... 12

2. 特殊出願の手続 12

問 2-1. 分割出願における国内優先権の主張 (特・実)

国際出願をもとの出願として分割出願する場合にも、国際出願において正規に優先権の主張がなされていた場合は、分割出願の願書に優先権の主張をする旨の記載がなくても、その主張があったものとみなしているのですか。..... 12

問 2-2. 分割出願の代理権の証明

分割出願をもとの出願と違う代理人が手続する場合、委任状は必要になりますか。.... 12

問 2-3. 審判請求時の分割の効力 (特)

平成19年4月1日より前の出願について、拒絶査定不服審判請求と同時に分割出願をした場合、その後に審判請求手続が却下された場合は、分割出願は適法になされたものとして扱われるでしょうか。..... 12

問 2-4. 分割出願及び変更出願の発明者 (特・実・意)

分割出願をする際に、もとの出願の発明者の一部の者を分割による新たな出願(子出願)の発明者として分割出願を行うことは可能でしょうか。また、変更出願をする際に、もとの出願の発明者の一部の者を変更による新たな出願の発明者とすることが可能ですか。..... 13

問 2-5. 分割出願の願書の原出願の表示

実用新案登録出願を特許出願に出願変更し、その後分割出願をするのですが、分割

- 出願の願書の【原出願の表示】の欄に記載する出願日はどのように記載するのですか。 13
- 問 2-6. 特許査定後の分割出願について (特)**
平成19年4月1日以降にした出願について、特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内であれば、設定登録後であっても分割出願をすることができますか。 13
- 問 2-7. 国内優先権主張の先の出願 (特・実)**
実用新案登録出願を先の出願として、国内優先権の主張を伴う出願をしたとき、先の出願である実用新案登録出願は登録になることがありますか。 14
- 問 2-8. 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の発明者の住所 (特・実)**
先の出願に記載された発明者の住所が国内優先権の主張を伴う特許出願をする際に変更されていた場合、国内優先権の主張を伴う出願に記載する当該発明者の住所は変更後の住所を記載するのですか。また、先の出願に関し、発明者の住所の変更を届け出る必要がありますか。 14
- 問 2-9. 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の出願人の要件 (特・実)**
特許出願Xは出願人A、特許出願Yは出願人Bが行っています(出願は、X、Yの順)。特許出願Yは、出願後にAからBに名義変更されました。この後、特許出願Xを先の出願として、特許出願Yの特許法第41条第4項に規定する優先権主張書を提出することにより、国内優先権を主張することはできますか。 14
- 3. 出願審査の請求 15**
- 問 3-1. 補正と同時の出願審査請求の審査請求料 (特)**
請求項の数を増やす補正と出願審査請求を同時にするとき、審査請求料は、補正後の請求項の数に基づき納付するのですか。 15
- 4. 補正 15**
- 問 4-1. 先の出願の発明者の誤記訂正 (特・実)**
国内優先権の主張を伴う特許出願をしているのですが、基礎となる先の出願及び当該国内優先権の主張を伴う特許出願の発明者の記載を誤ってしまいました。先の出願は既にみなし取下げとなっていますが、補正をすることはできますか。 15
- 問 4-2. 出願人の追加補正**
共同出願すべきところ単独で出願してしまったとき、出願人を追加する補正はできますか。 15
- 問 4-3. 国内優先権主張の追加補正 (特・実)**
特許出願をした際、願書に国内優先権の主張の記載をしませんでした。この場合、国内優先権の主張の記載を追加する補正ができますか。 15

- 問4-4. 産業技術力強化法第17条第1項の規定による記載の補正（特）
特許出願をした際、願書に産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る出願である旨の記載をしませんでしたが、どうしたらよいですか。.... 16
- 問4-5. 複数の書類の補正
意見書や手続補正書などを提出した場合に、それらの手続の補正を一通の手続補正書ですることができますか。..... 16
- 問4-6. 段落番号のない明細書の補正手続（特・実）
出願の際に段落番号を記載しなかった明細書の一部（段落）を補正したい場合にはどうすればよいですか。明細書全文を補正するのですか。..... 16
- 問4-7. 段落を削除する補正手続（特・実）
明細書の特定の段落を削除する補正はどうすればよいですか。..... 16
- 問4-8. 図番号単位の補正手続（特・実）
図番号を【図3A】と記載したとき、図番号単位の補正はできますか。..... 17
5. 名義変更 17
- 問5-1. 譲渡証書の返却について
名義変更届に添付した譲渡証書は、名義変更届が適正に受理された後、移転登録申請書に添付した譲渡証書が移転の登録後に返却されるのと同様に返却されますか。.... 17
- 問5-2. 一部承継又は全部承継の判断
名義変更届において、特許を受ける権利の一部承継する場合と、全部承継する場合の届出書の表示はどこを変えるのでしょうか。それとも、届出書は同一で添付の譲渡証書で区別されるのでしょうか。..... 17
- 問5-3. 清算終了後の名義変更の届出
共有の特許出願であるが、1社が出願の清算をしないで清算終了をしてしまいました。残った1社が単独の出願人になりたい場合、どのような手続をすればよいですか。..... 18
- 問5-4. 特許査定後の名義変更届
出願人名義変更届を複数件まとめて（多件一通により）提出したとき、その中に特許査定済の事件が含まれていた場合は、どのように処理されますか。..... 18
- 問5-5. 拒絶査定後の名義変更届
拒絶査定後に特許を受ける権利の承継がありました。拒絶査定不服審判を請求する予定ですが、この場合、出願人名義変更届の手続をいつしたらよいですか。..... 18
- 問5-6. 名義変更届への一部譲渡人の持分記載
共同出願人A、Bのうち、Bの持分の1/2をCへ譲渡し、出願人名義変更届に名義変更後の出願人A、B、Cの持分の記載をしたいのですが、願書に出願人A、Bの持分の記載をしていなかった場合に、どのように記載するべきでしょうか。..... 18

- 問 5-7. 名義変更届の証明書**
 一般承継の名義変更届に添付すべき登記事項証明書は、認証から3月以上経過したものであっても認められますか。…………… 19
- 問 5-8. 名義変更届の証明書**
 譲渡人（出願人）が在外者で、譲受人との特許を受ける権利を含めた包括的な譲渡契約はしているのですが、契約書（原本）が一通しかないので、その謄本をもって公証人が原本と相違ないことを証明したものでも認められますか。…………… 19
- 問 5-9. 出願人が破産したときの名義変更の証明書**
 (1) 特許出願の出願人が2名（A、B）で、今般AがBに持分を譲渡するのですが、Aが破産して現在破産管財人がいます。この場合、名義変更届に添付する証明書は何が必要になりますか。なお、名義変更届の手続は、出願人（A、B）の代理人が、承継人であるBの承継人代理人として行います。…………… 19
 (2) また、名義変更届を2件提出するのですが、1件については証明書を援用することはできますか。…………… 19
- 問 5-10. 一般承継の手続**
 アメリカの子会社Aが他の子会社Bに吸収合併されたので、名義変更届の手続をするのですが、証明書はどのようなものを添付すればよいですか。なお、合併後、存続会社BはB' に名称を変更しています。…………… 20
- 問 5-11. 譲渡証書の譲渡人の住所**
 出願人の住所変更届を提出したのですが、その後名義変更届を提出することになりました。その際に添付する譲渡証書についてですが、譲渡人（出願人）の住所はどちらの住所を記載すればよいですか。…………… 20
- 問 5-12. 名義変更届の譲渡人の欄の記載**
 名義変更届には、必ず【譲渡人】の欄を設けなければならないのですか。…………… 20
- 6. 代理権…………… 20**
- 問 6-1. 出願係属中の委任状の提出**
 出願時に願書に添付して代理権を証明する書面を提出しなかった場合、出願時以降に提出するにはどのような手続をしたらよいですか。…………… 20
- 問 6-2. 出願の代理人以外の者の手続**
 中間手続（審査請求、補正等）を出願の代理人でない者が行った際、委任状を添付しなかったため、代理権を証明する書面を求める補正指令がありました。これに回答して、手続補正書により委任状を提出しました。事後、その代理人が手続を行う場合、再度委任状を提出しなければなりませんか。…………… 21
- 問 6-3. 復代理人の受任について**

共同出願人全員の代理人になっていますが、そのうちの1人の出願人からしか復代理人選任の特別授権をもらっていないときに、共同出願人全員の復代理人になることはできますか。また、1人の復代理人に選任されて手続はできますか。…………… 21

問6-4. 復代理人の代理権の存否

出願人から復任権のある委任状をもらっている代理人が復代理人を選任した場合で、その後代理人が辞任し又は解任されたとき、辞任し又は解任された後も引き続き、復代理人は手続できるでしょうか。…………… 21

問6-5. 代理人の順位変更と書類の送付先

代理人（復代理人）の順位変更はできますか。その場合、特許庁からの審査結果等の書類の宛先はどのようになりますか。…………… 22

問6-6. 代理人辞任届の多件一通方式

代理人辞任届を複数件まとめて（多件一通により）提出したいのですが、【事件の表示】の欄に出願番号を記載する場合、どのように記載したらよいですか。…………… 22

問6-7. 優先権証明請求の代理権

優先権証明請求を出願人代理人以外の代理人が請求するときは、代理権を証明する書面が必要ですか。なお、出願は公開されていません。また、必要である場合、包括委任状は援用できますか。…………… 22

7. 特許料等の納付……………23

問7-1. 特許査定を送達後30日を徒過した場合（特・意・商）

特許査定を送達を受けてから30日経過しても、特許料の納付がない場合、出願却下する旨の通知が送られてきますが、仮に通知がなかったとき、通知がされなかったことに不服は申し立てられないという理解でよいですか。また、通知があったとき納付すれば登録されるのですか。…………… 23

問7-2. 中断事由発生後の年金納付（特・実・意）

会社更生法の中断事由が発生したとき、特許権等に関する年金納付はどのようになりますか。…………… 23

問7-3. 特許料の追納期間の起算日（特・実・意）

特許料の納付期間の末日が休日（閉庁日）であった場合、6月の追納期間はどのように計算するのですか。…………… 23

8. その他……………24

問8-1. 出願取下書の撤回

特許出願について、出願取下げをしたのですが撤回できますか。…………… 24

問8-2. 特許出願における拒絶理由通知の応答期間（特）

(1) 国内居住者と在外者の共同出願の場合、拒絶理由通知の期間延長は何ヶ月認

められますか。

(2) 3月30日に拒絶理由通知を発送された在外者が2ヶ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。また、更に1カ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。

(3) 拒絶理由通知後に国内居住者から在外者へ特許を受ける権利を承継する旨の出願人名義変更届を提出するとき、当該出願人名義変更届出の提出時期が、①拒絶理由通知書の当初の応答期間（60日間）中の場合、②拒絶理由通知書の応答期間中に既に国内居住者として2ヶ月の期間延長請求をしており当該延長期間中の場合、それぞれの応答期間中に提出した名義変更後の期間延長請求書はどのように取り扱われるのでしょうか。…………… 24

1. 出願の手続

問1-1. 願書に記載する発明者の表示（特・実・意）

発明者が外国人の場合、願書に記載する発明者の氏名はどのように記載するのですか。また、発明者が中国人の場合は、漢字で記載することはできますか。

（答）

外国人が発明者である場合、氏名については原則として原語表音どおり片仮名で記載します。

なお、発明者が中華人民共和国の国民の場合でも同様ですが、漢字使用国の外国人であって氏名を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することができます。

問1-2. 発明者の氏名の旧氏（旧姓）使用（特・実・意）

特許出願をするときに発明者の氏名に旧氏を使用してもよいですか。

（答）

特許法第36条第1項第2号に規定する発明者の氏名は、戸籍上のものを記載しなければなりません。しかしながら、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏を括弧書で併せて記載することができます。

問1-3. 県立高校の権利能力

県立の高等学校が、特許出願することができますか。

（答）

特許出願人となれるのは自然人か法人です。県立の高校は、県が設置した施設等の機関ですので特許出願人にはなれません。法人である地方公共団体の県が特許出願人となります。法人の代表者は県知事です。

問1-4. 外国人の出願人の表示

外国人の出願人の氏名又は名称の表示の仕方について教えてください。

（答）

出願人が外国人である場合、氏名又は名称については原則として原語表音どおり片仮名で記載します。また、出願人の氏名又は名称をローマ字で表記できるときは、【氏名又は名称原語表記】の欄になるべく記載することとされています。

なお、漢字使用国の外国人であって氏名又は名称を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することができます。

問1-5. 会社更生法に基づく保全管理命令後の出願人の代表者の記載

会社更生法に基づく保全管理命令が出されました。この場合に、新たな特許出願をするときの【特許出願人】の欄に記載する代表者は誰になるのですか。

(答)

会社が独自で出願する場合は、保全管理人が代表者になります。【特許出願人】の欄の【代表者】には「保全管理人〇〇〇〇」と記載します。

問 1 - 6 . 未成年者の手続

出願人が未成年者のため、法定代理人が特許出願を行う場合、提出すべき証明書は何ですか。

(答)

法定代理人の代理権を証明する書面として未成年者の戸籍謄本を提出してください。未成年者の戸籍謄本に表示された本籍地が願書に記載された未成年者及び法定代理人の住所と一致しない場合は、各者の住民票の提出が必要となります。なお、1通の住民票に未成年者と法定代理人の住所が記載されていれば、未成年者と法定代理人の住民票を別々に提出する必要はありません。

問 1 - 7 . 代理人と選任した代理人との違い

(1) 願書に記載する代理人と選任した代理人の違いは何ですか。

(2) 中間手続で、選任した代理人を記載できますか。また、中間手続を複数の代理人によりオンラインで手続する場合は、オンライン手続をした代理人以外の代理人は意思確認の補足が必要ですか。

(答)

(1) 願書の【代理人】の欄の代理人は、願書の提出の手続をする代理人です。願書の【選任した代理人】の欄に記載する代理人は、出願と同時に選任の届出をする代理人であって、願書の提出の手続をする者を除いた代理人です。出願人の代理人という地位に相違はありません。

なお、願書の【代理人】の欄に複数の者があるときは、その複数の代理人による手続となりますので、オンラインで手続する場合は、手続実行者以外の代理人は意思確認の手続補足書の提出が必要です。

(2) 代理人選任(変更)届以外で【選任した代理人】を記載できる手続書類は、願書、国内書面、審判請求書及び出願人名義変更届となります。

なお、中間手続を複数の代理人によりオンラインで手続する場合は、手続実行者以外の代理人の意思確認の手続補足書の提出が必要です。

問 1 - 8 . 願書の復代理人の表示

(1) 復代理人が代理して特許出願を行う場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。

(2) 共同出願において、出願人A、Bの代理人が複数います。出願人Bにのみ復代理人がいる場合、願書に表示する復代理人の記載はどのようにするのですか。

(答)

(1) 復代理人の記載については、特許法施行規則様式第26備考21により、【代理

Q&A

人】の欄を設けて代理人を記載し、その次に【復代理人】の欄を設けて復代理人を記載します。

(2) 【代理人】の欄を繰り返し設けて代理人をそれぞれ記載し、その次に【復代理人】の欄を設けて復代理人を記載します。そして、同様式の備考19に従い、【復代理人】の欄の【氏名又は名称】の次に【代理関係の特記事項】の欄を設けて「特許出願人Bの復代理人」のように記載します。

問1-9. 新規性喪失の例外証明書の援用

(1) 新規性喪失の例外証明書を援用して提出したいと思います。新規性喪失の例外証明書提出書の記載はどのようにするのですか。(特・実・意)

(2) 国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合、後の出願の願書に新規性喪失の例外証明書を援用する旨の表示をしなくても、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとみなされますか。(特・実)

(答)

(1) 他の事件について提出した証明書であってその内容が同一の場合は、その旨を申し出れば当該証明書を援用することができます(特施規10条2項)。証明書を援用する新規性喪失の例外証明書提出書には、【提出物件の目録】の欄の【物件名】及び【援用の表示】に

「【物件名】新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】特願○○○○-○○○○○○○」

のように記載してください。

(2) 後の出願の願書に援用する旨の表示をしなければ、先の出願について提出された新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとはみなされません。国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合において、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書と変更がない場合には、これを援用する旨を願書に表示して提出を省略することができます(特施規31条1項)。新規性喪失の例外証明書の提出を省略するとき、願書には、【提出物件の目録】の欄の【物件名】及び【援用の表示】に

「【物件名】新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】変更を要しないため省略する。」

のように記載してください。

問1-10. 国との共同出願における手数料の納付

国と国以外の者の共同出願で持分の定めがあるため、国以外の者の持分の割合に応じて手数料を納付する場合の願書に記載する事項を教えてください。また、その場合、持分を証明する書面を提出する必要がありますか。

(答)

1. 特許

特許法第195条第5項の規定により、国以外の者の持分に応じて出願手数料を納付する場合は、特許願の【手数料の表示】の欄の上に【持分の割合】の欄を設け

て、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載します（特施規 27 条 3 項、様式第 26 備考 25）。

また、特許法施行規則第 27 条第 3 項の規定に従って、適式に持分の記載を行った場合には、持分を証明する書面を提出する必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱います（特施規 27 条 3 項ただし書）。

2. 実用新案、意匠、商標

実用新案法第 54 条第 4 項、意匠法第 67 条第 4 項及び商標法第 76 条第 4 項の規定により、国以外の者の持分に応じて出願手数料を納付する場合は、願書に【持分の割合】の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載します（実施規 23 条 2 項、意施規 19 条 3 項、商施規 22 条 2 項において準用する特施規 27 条 3 項、実施規様式第 1 備考 26、意施規様式第 2 備考 27、商施規様式第 2 備考 36）。

また、この場合には、持分を証明する書面を提出する必要があります。出願をオンライン手続により行う場合、持分を証明する書面は、手続補足書に添付して書面により提出してください（実施規 23 条 2 項、意施規 19 条 3 項、商施規 22 条 2 項において読み替えて準用する特施規 27 条 3 項、特例施規 19 条 1 項 10 号）。

問 1-11. 不適切な要約書（特・実）

要約書について、【課題】【解決手段】の見出しを付さないで記載することはできますか。また、文字数が 400 字を超えた要約書を提出した場合、補正指令が通知されますか。

（答）

要約書については、【課題】【解決手段】の見出しを付さずに記載した場合、文字数が 400 字を超えていた場合又は選択図に不備があった場合であっても、補正指令の対象としていません。

なお、要約書の記載事項が不適切なものである場合は、そのまま公報に掲載されない場合があります（特許法第 64 条第 3 項の規定により要約書の記載事項が不適切、その他必要と認められるときは、当該記載事項に代えて特許庁長官が自ら作成した事項を公報に掲載します。）。

問 1-12. 外国語書面出願の翻訳文（特）

（1）外国語書面出願の図面の翻訳文を提出するときに、外国語図面は、図 1 A、図 1 B になっているときに、図 1 A を【図 1】、図 1 B を【図 2】と記載してよいですか。

（2）また、1 ページ目に【図 1】【図 3】を 2 ページ目に【図 2】を記載してもよいですか。

（答）

（1）翻訳文には、図 1 A を【図 1】、図 1 B を【図 2】と記載して結構です。また、明細書等の図番号も訂正しなくてはならないときには、【図 1 A】【図 1 B】のように

Q&A

図面の図番号と明細書等の図番号を完全一致で記載することも可能です。

(2) 図面の中で図番号が昇順で記載されていれば、どのページに記載されていても問題ありません。

2. 特殊出願の手続

問2-1. 分割出願における国内優先権の主張（特・実）

国際出願をもとの出願として分割出願する場合にも、国際出願において正規に優先権の主張がなされていた場合は、分割出願の願書に優先権の主張をする旨の記載がなくとも、その主張があったものとみなしているのですか。

(答)

国内優先権の主張を伴う国際出願をもとの出願として行う分割出願については、平成12年1月1日以降に提出されたのであれば、特許法第44条第4項の規定により、もとの出願において同法第41条第4項の規定による書面が提出され適正に優先権の主張がなされていれば、当該分割出願の際に当該書面は提出されたものとみなされ、当該分割出願についても同法第41条第1項に規定する優先権の主張を伴う出願として扱われます。

問2-2. 分割出願の代理権の証明

分割出願をもとの出願と違う代理人が手続する場合、委任状は必要になりますか。

(答)

分割出願の手続をした代理人は、中途受任と同様の性格を有することから、新たな代理人により手続する場合には、特許法施行規則第4条の3第1項第3号の規定により代理権を証明する書面が必要です。

なお、分割出願の願書に記載された選任した代理人がもとの出願の代理人と違う代理人である場合も、同様の理由から、同条第4項に基づき代理権を証明する書面の提出を求めることとしています。

問2-3. 審判請求時の分割の効力（特）

平成19年4月1日より前の出願について、拒絶査定不服審判請求と同時に分割出願をした場合、その後に審判請求手続が却下された場合は、分割出願は適法になされたものとして扱われるでしょうか。

(答)

分割出願については、分割可能な時期に適正に行われたものであれば、その後に審判請求が取り下げられたり、審判請求書が却下処分（特18条又は特133条）となっても、分割出願の適正性に影響は及びません。ただし、審判請求に特許法第135条による審決却下の対象となる瑕疵がある場合は、そもそも審判請求に伴う補正可能時期が発生しなかったものとして、当該分割出願は不適法な手続として却下（特18条の2）さ

れます。

問 2 - 4 . 分割出願及び変更出願の発明者（特・実・意）

分割出願をする際に、もとの出願の発明者の一部の者を分割による新たな出願（子出願）の発明者として分割出願を行うことは可能でしょうか。また、変更出願をする際に、もとの出願の発明者の一部の者を変更による新たな出願の発明者とすることができますか。

（答）

分割出願に係る発明者については、方式審査において、分割出願ともとの出願の発明者の同一性を確認しています。ただし、出願の分割に係る新たな出願については、もとの出願の発明者のうちの一部の者のみが発明者であることも想定され得るため、当該一部の発明者のみを分割出願の発明者とすることも可能です。

また、変更出願については、法域を異にする出願形式の変更であるから、発明は同一でなければならず、原則として、出願人の同一性と併せて発明者についても完全な一致を求めています。しかし、出願を変更する場合も、もとの出願に含まれている発明の一部を新たな出願の権利範囲とすることができ、このような場合は発明者がもとの出願より減少することが想定され得るため、当該一部の発明者のみを変更出願の発明者とすることも可能です。

その場合、分割出願又は変更出願の願書には、当該分割又は変更出願に係る発明者のみを記載し、併せて、【その他】の欄を設け、その旨を記載してください。

問 2 - 5 . 分割出願の願書の原出願の表示

実用新案登録出願を特許出願に出願変更し、その後分割出願をするのですが、分割出願の願書の【原出願の表示】の欄に記載する出願日はどのように記載するのでしょうか。

（答）

特許法第 4 4 条第 2 項の規定による分割に係る新たな出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。また、同法第 4 6 条第 5 項の規定により出願の変更による新たな出願についても、もとの出願の時にしたものとみなされます。

したがって、質問のように出願変更による特許出願をもとの出願とする分割出願に係る【原出願の表示】の欄に記載する出願日は、実用新案登録出願の出願日となります。

問 2 - 6 . 特許査定後の分割出願について（特）

平成 1 9 年 4 月 1 日以降にした出願について、特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から 3 0 日以内であれば、設定登録後であっても分割出願をすることができますか。

（答）

特許法第 4 4 条第 1 項では、「特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる」と規定されていることから、特許出願が特許庁に係属していなければ

出願を分割することができないこととなります。特許権の設定の登録により、特許出願は特許庁に係属しなくなるため、特許査定の際の送達後30日以内であっても、特許料を納付して特許権の設定の登録がされた後は、特許出願を分割することはできません。

したがって、分割出願がもとの特許出願について特許権の設定の登録がされた時より後になされたことが確認できるときは、特許法第18条の2第1項の規定により却下処分となります。

問2-7. 国内優先権主張の先の出願（特・実）

実用新案登録出願を先の出願として、国内優先権の主張を伴う出願をしたとき、先の出願である実用新案登録出願は登録になることがありますか。

（答）

先の出願は、その出願の日から1年4月を経過するとみなし取下げになりますが、その前に出願の方式及び基礎的要件が完備して設定の登録ができるものについては設定の登録をします。

問2-8. 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の発明者の住所（特・実）

先の出願に記載された発明者の住所が国内優先権の主張を伴う特許出願をする際に変更されていた場合、国内優先権の主張を伴う出願に記載する当該発明者の住所は変更後の住所を記載するのですか。また、先の出願に関し、発明者の住所の変更を届け出る必要がありますか。

（答）

特許出願の願書に記載する発明者の住所は、出願をする時点の住所を記載するものから、国内優先権の主張を伴う出願をする時点で住所が変更になっていた場合は、新しい住所を記載します。

また、発明者の住所変更については、法令上何ら規定されていませんので、発明者の住所変更届を提出する必要はありません。

問2-9. 国内優先権の主張を伴う出願と先の出願の出願人の要件（特・実）

特許出願Xは出願人A、特許出願Yは出願人Bが行っています（出願は、X、Yの順）。特許出願Yは、出願後にAからBに名義変更されました。この後、特許出願Xを先の出願として、特許出願Yに特許法第41条第4項に規定する優先権主張書を提出することにより、国内優先権を主張することはできますか。

（答）

特許法第41条1項に規定する国内優先権は、先にされた自己の特許出願の発明を含めて包括的な発明として特許出願をする際に主張することができます。したがって、国内優先権の主張を伴う出願は、先の出願の出願人である者しかできません。

ご質問のように、優先権主張書を提出する時にXとYの出願人が一致している場合であっても、後の特許出願Yは出願人Bが行っており先の特許出願Xの出願人Aが行ったものではないため、国内優先権を主張することはできません。

3. 出願審査の請求

問3-1. 補正と同時の出願審査請求の審査請求料（特）

請求項の数を増やす補正と出願審査請求を同時にするとき、審査請求料は、補正後の請求項の数に基づき納付するのですか。

（答）

補正と同時にする出願審査請求の審査請求料は、補正後の請求項の数に基づき納付します。出願審査請求書の【請求項の数】には補正後の請求項の数を記載してください。なお、手続補正書の【補正により増加する請求項の数】の記載は不要です。

4. 補正

問4-1. 先の出願の発明者の誤記訂正（特・実）

国内優先権の主張を伴う特許出願をしているのですが、基礎となる先の出願及び当該国内優先権の主張を伴う特許出願の発明者の記載を誤ってしまいました。先の出願は既にみなし取下げとなっていますが、補正をすることはできますか。

（答）

先の出願についてみなし取下げになっている場合は、発明者の補正をすることはできません。よって、後の出願についてのみ発明者の補正を行ってください。

問4-2. 出願人の追加補正

共同出願すべきところ単独で出願してしまったとき、出願人を追加する補正はできますか。

（答）

出願人を追加する補正は、権利の主体の変更となるためできません。

（ただし、願書に委任状が添付されており、その委任状に記載された委任者の記載を代理人が願書の出願人の欄から脱漏した場合など、出願書類全体から出願人として認定できる場合は補正できます。）

問4-3. 国内優先権主張の追加補正（特・実）

特許出願をした際、願書に国内優先権の主張の記載をしませんでした。この場合、国内優先権の主張の記載を追加する補正ができますか。

（答）

出願と同時に国内優先権の主張をせず、出願後に優先権主張の追加をする場合は、優先日から1年4月の期間が満了する日又はその特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）に「優先権主張書」を提出してください（特許法41条4項、特許法施行規則27条の4

Q&A

第2項、27条の4の2第3項)。願書を補正することにより国内優先権の主張を追加する
手続はできません。

上記の取扱いは、パリ条約による優先権主張、パリ条約の例による優先権主張においても同様です。

問4-4. 産業技術力強化法第17条第1項の規定による記載の補正（特）

特許出願をした際、願書に産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究
開発等成果に係る出願である旨の記載をしませんでしたが、どうしたらよいですか。

（答）

当該特許出願が特許庁に係属している場合は、手続補正書により補正することができます。

【補正対象書類名】を「特許願」、【補正対象項目名】を「国等の委託研究の成果に係る記載事項」、【補正方法】を「追加」として、【補正の内容】に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設け、「令和○年度、○○省、○○委託研究、産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受ける特許出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負研究、産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受ける特許出願」のように記載してください。

問4-5. 複数の書類の補正

意見書や手続補正書などを提出した場合に、それらの手続の補正を一通の手続補正書
ですることができますか。

（答）

一通の手続補正書では補正をすることはできません。独立した手続を補正するので
から、原則、補正も独立して行わなければなりません。

特許法施行規則第1条第2項に「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件
ごとに作成しなければならない。」と規定されています。

なお、同規則第11条第2項に該当する場合には、二以上の補正について、一の書面
ですることができます。

問4-6. 段落番号のない明細書の補正手続（特・実）

出願の際に段落番号を記載しなかった明細書の一部（段落）を補正したい場合には
どうすればよいですか。明細書全文を補正するのですか。

（答）

明細書に段落番号がないので、補正できる単位は明細書の全文となります。なお、補
正の際には、段落番号を付加して記載することが望ましいです。

問4-7. 段落を削除する補正手続（特・実）

明細書の特定の段落を削除する補正はどうすればよいですか。

（答）

原則として、段落番号を増減する補正は明細書の全文を単位として補正することになります。

ただし、明細書の特定の段落を削除するときは、【補正対象項目名】に削除する段落の番号を記載し、【補正方法】に「削除」と記載してください。

この場合、段落番号は残り、内容がない段落となります。

問 4 - 8 . 図番号単位の補正手続（特・実）

図番号を【図 3 A】と記載したとき、図番号単位の補正はできますか。

（答）

図番号について特許法施行規則は、アラビア数字のみを認めていますが、方式上は図面の図番号と明細書の【図面の簡単な説明】の図番号が完全一致の場合は、補正指令の対象としていません。したがって、図面の図番号と【図面の簡単な説明】の図番号が完全一致の場合は、図番号単位で補正しても問題ありません。

5 . 名義変更

問 5 - 1 . 譲渡証書の返却について

名義変更届に添付した譲渡証書は、名義変更届が適正に受理された後、移転登録申請書に添付した譲渡証書が移転の登録後に返却されるのと同様に返却されますか。

（答）

移転登録申請における登録の原因を証明する書面については、特許登録令施行規則第 60 条の規定により登録済である旨を記載して返却することにより登録済通知に代えています。名義変更届に添付されている譲渡証書については、手続書面の一部ですので返却されません。

問 5 - 2 . 一部承継又は全部承継の判断

名義変更届において、特許を受ける権利を一部承継する場合と、全部承継する場合の届出書の表示はどこを変えるのでしょうか。それとも、届出書は同一で添付の譲渡証書で区別されるのでしょうか。

（答）

出願人名義変更届の届出書には、特許を受ける権利の一部承継又は全部承継の表示をする項目はありません。

一部承継か全部承継かの区別は、譲渡証書に記載する「下記の発明に関する特許を受ける権利を・・・譲渡したことに相違ありません。」の文章から判断します。

よって、出願に関して、第三者に特許を受ける権利の一部を譲渡する場合は、譲渡証書に「下記の発明に関する特許を受ける権利の一部を何某に譲渡したことに相違ありません。」のように記載することになります。

問5-3. 清算終了後の名義変更の届出

共有の特許出願であるが、1社が出願の清算をしないで清算終了をしてしまいました。残った1社が単独の出願人になりたい場合、どのような手続をすればよいですか。

(答)

清算した会社の清算終了を解いてもらい、清算中の状態にして持分の譲渡又は放棄による名義変更届を提出することになります。

問5-4. 特許査定後の名義変更届

出願人名義変更届を複数件まとめて（多件一通により）提出したとき、その中に特許査定済の事件が含まれていた場合は、どのように処理されますか。

(答)

特許査定済であっても、特許権の設定登録前に特許庁に提出してあれば、適法な手続として受理し、かつ承継人を特許権者として登録します。

なお、特許権の設定登録済のときは、事件が特許庁に係属していませんので、当該設定登録済の事件のみ、特許法第18条の2の規定に基づき弁明の機会を与えられた後却下処分となります。当該設定登録済の事件については、特許権の移転の登録の申請により行ってください。

問5-5. 拒絶査定後の名義変更届

拒絶査定後に特許を受ける権利の承継がありました。拒絶査定不服審判を請求する予定ですが、この場合、出願人名義変更届の手続をいつしたらよいですか。

(答)

拒絶査定後に特許を受ける権利の承継人となった者が拒絶査定不服審判を請求する場合は、拒絶査定不服審判の請求までに、出願人名義変更届を提出してください。

なお、譲渡の場合であって、出願人名義変更届（特定承継）を提出せずに、代理人が譲渡前の名義で審判請求の手続をした場合には、譲渡前の名義人からの拒絶査定不服審判の請求に関する代理権の証明が必要となります（既に提出済みの場合を除く。）。

代理権の証明がされていないときには、補正指令が通知され、それに対して応答がない場合には、当該審判請求が却下されることとなります。

問5-6. 名義変更届への一部譲渡人の持分記載

共同出願人A、Bのうち、Bの持分の1/2をCへ譲渡し、出願人名義変更届に名義変更後の出願人A、B、Cの持分の記載をしたいのですが、願書に出願人A、Bの持分の記載をしていなかった場合に、どのように記載するべきでしょうか。

(答)

ご質問のような場合には、A、B、C全員を承継人として出願人名義変更届に記載するとともに、各々の承継人の持分を記載し、併せて、BからCへの持分の一部譲渡証書、当該一部譲渡に関するAの同意書、並びにA、B、Cによる全員の持分を証明する書面

を提出してください（特施規 27 条 1 項）。

問 5-7. 名義変更届の証明書

一般承継の名義変更届に添付すべき登記事項証明書は、認証から 3 月以上経過したものであっても認められますか。

（答）

添付すべき証明書の内容に変更がないのであれば、3 月以上前に発行された登記事項証明書などの公的証明書をご提出いただいても構いません。

問 5-8. 名義変更届の証明書

譲渡人（出願人）が在外者で、譲受人との特許を受ける権利を含めた包括的な譲渡契約はしているのですが、契約書（原本）が一通しかないので、その謄本をもって公証人が原本と相違ないことを証明したものでも認められますか。

（答）

特許を受ける権利の譲渡を証明する書面については、譲渡人と譲受人との間において特許を受ける権利に関して譲渡契約を交わした書面を別途作成して、名義変更に関する譲渡証書として提出するのがよいのですが、それができないのであれば、既に交わされている譲渡契約書に、特許を受ける権利の譲渡に係る事件の番号が明記されているときは、その謄本をもって公証人が原本と相違ないことを証明したものでも認められます。

問 5-9. 出願人が破産したときの名義変更の証明書

（1）特許出願の出願人が 2 名（A、B）で、今般 A が B に持分を譲渡するのですが、A が破産して現在破産管財人がいます。この場合、名義変更届に添付する証明書は何が必要になりますか。なお、名義変更届の手続は、出願人（A、B）の代理人が、承継人である B の承継人代理人として行います。

（2）また、名義変更届を 2 件提出するのですが、1 件については証明書を援用することはできますか。

（答）

（1）譲渡人である A が破産により管財人が選任されているのであれば、名義変更届に添付する証明書としては、譲渡証書、破産管財人であることを証明する書面が必要になります。

代理権を証明する書面は、承継人 B について代理権がありますので不要です。譲渡証書の譲渡人の欄には、A の住所、名称を記載し、次に「破産管財人〇〇〇〇」と記載して、管財人の印を押印します。

（2）証明書を援用する名義変更届には、【提出物件の目録】の欄の【物件名】及び【援用の表示】に

「【物件名】譲渡証書 1

【援用の表示】特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【物件名】破産管財人であることを証明する書面 1

【援用の表示】特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」

Q&A

のように記載してください。なお、この場合、譲渡証書については2件の出願番号が記載されていなければなりません。

問5-10. 一般承継の手續

アメリカの子会社Aが他の子会社Bに吸収合併されたので、名義変更届の手續をしますが、証明書はどのようなものを添付すればよいですか。なお、合併後、存続会社BはB'に名称を変更しています。

(答)

添付する証明書については、(1) AがBに吸収合併された事実、(2) BがB'に名称が変更された事実について、公証人による証明が必要となります。ただし、Bが識別番号を付与されていた場合であって、B'への名称変更届を提出しているときは、(1)の事実の公証人による証明のみで構いません。

問5-11. 譲渡証書の譲渡人の住所

出願人の住所変更届を提出したのですが、その後名義変更届を提出することになりました。その際に添付する譲渡証書についてですが、譲渡人(出願人)の住所はどちらの住所を記載すればよいですか。

(答)

譲渡証書に記載する譲渡人の住所は、譲渡証書の作成時における住所を記載してください。

問5-12. 名義変更届の譲渡人の欄の記載

名義変更届には、必ず【譲渡人】の欄を設けなければならないのですか。

(答)

出願人名義変更届を承継人だけで届け出るときは、【譲渡人】及び【譲渡人代理人】の欄は不要です(特施規様式第18備考16)。

6. 代理権

問6-1. 出願係属中の委任状の提出

出願時に願書に添付して代理権を証明する書面を提出しなかった場合、出願時以降に提出するにはどのような手續をしたらよいですか。

(答)

未確定の状態にある代理権の範囲を確定させる意味で代理権の変更に当たると解されるため、「代理権変更届」(特施規様式第9備考3参照)により提出してください。

問 6 - 2 . 出願の代理人以外の者の手続

中間手続（審査請求、補正等）を出願の代理人でない者が行った際、委任状を添付しなかったため、代理権を証明する書面を求める補正指令がありました。これに回答して、手続補正書により委任状を提出しました。事後、その代理人が手続を行う場合、再度委任状を提出しなければなりませんか。

（答）

新たな代理人が委任状を添付して中間手続を行った場合であっても、特許法施行規則第9条の2に規定する代理人の選任の届出をすることなく、当該代理人が手続を行うときは、その都度、書面をもってその代理権を証明しなければなりません（特施規4条の3第3項）。

当該代理人が、引き続き事後の手続をするのであれば、別途代理人選任届を提出してください。なお、代理人選任届に添付すべき委任状は、先の手続で提出した委任状の内容が特定の間接手続にのみ限定したものでなく、内容に変更がない場合には援用することができます（特施規10条）。

問 6 - 3 . 復代理人の受任について

共同出願人全員の代理人になっていますが、そのうちの1人の出願人からしか復代理人選任の特別授権をもらっていないときに、共同出願人全員の復代理人になることはできますか。また、1人の復代理人に選任されて手続はできますか。

（答）

共同出願人全員の復代理人を届け出るときは、出願人全員についての復代理人選任に関する特別授権の代理権を証明する書面の提出が必要となります（特9条、特施規4条の3第1項）。

なお、復代理人選任の特別授権のある出願人だけの復代理人になることはできますし、また、共同で手続をしなければならぬ手続以外は、その出願人の復代理人として手続することはできます。

問 6 - 4 . 復代理人の代理権の存否

出願人から復任権のある委任状をもらっている代理人が復代理人を選任した場合で、その後代理人が辞任し又は解任されたとき、辞任し又は解任された後も引き続き、復代理人は手続できるでしょうか。

（答）

ご質問のような場合には、復代理人の代理権は当然には消滅しないものと解されますので、引き続き復代理人として手続することができます。なお、代理人の辞任や解任に伴い、復代理人の代理権も消滅させたい場合は、その旨の届出（復代理権消滅届等）を提出してください。

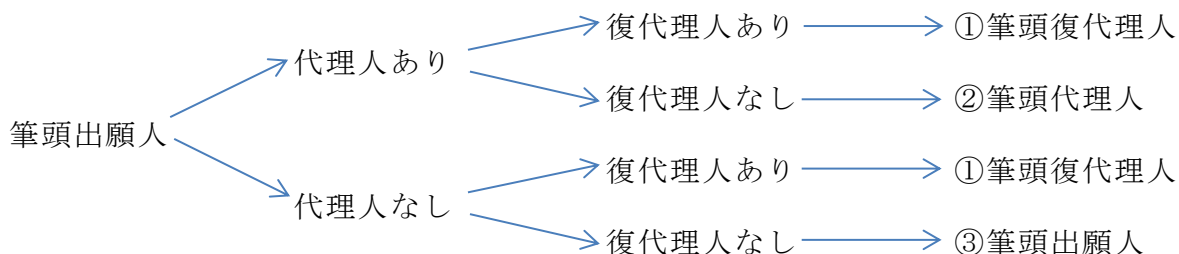
問 6 - 5. 代理人の順位変更と書類の送付先

代理人（復代理人）の順位変更はできますか。その場合、特許庁からの審査結果等の書類の宛先はどのようになりますか。

（答）

上申書を提出することで、受任済みの代理人（復代理人）の中で筆頭代理人（筆頭復代理人）の順位を変更することができます。また、代理人（復代理人）を追加で選任又は受任する場合、当該選任又は受任した代理人（復代理人）が筆頭代理人（筆頭復代理人）となりますが、代理人選任届（復代理人選任届）又は代理人受任届（復代理人受任届）の【その他】欄に、筆頭代理人（筆頭復代理人）の順位に変更がない旨を記載することで、当該新たな代理人（復代理人）を筆頭としないこともできます。

特許庁からの審査結果等の書類は、①筆頭出願人の筆頭復代理人、①がない場合は②筆頭出願人の筆頭代理人、①②がない場合は③筆頭出願人に送付されます。



問 6 - 6. 代理人辞任届の多件一通方式

代理人辞任届を複数件まとめて（多件一通により）提出したいのですが、【事件の表示】の欄に出願番号を記載する場合、どのように記載したらよいですか。

（答）

【事件の表示】の欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙に該当する出願番号を記載して届出書に添付してください。

なお、この手続をする場合は、オンライン手続ができませんので書面により行ってください。また、電子化手数料が各事件ごとに必要となりますのでご承知ください。

問 6 - 7. 優先権証明請求の代理権

優先権証明請求を出願人代理人以外の代理人が請求するときは、代理権を証明する書面が必要ですか。なお、出願は公開されていません。また、必要である場合、包括委任状は援用できますか。

（答）

出願が未公開の案件で出願人代理人以外の代理人が請求する場合は、代理権を証明する書面（個別委任状）が必要です。なお、委任事項として、優先権証明請求に関する件等の記載があることが必要です。

包括委任状については、特許法施行規則第9条の3第1項の規定により援用することができません。

7. 特許料等の納付

問7-1. 特許査定の送達後30日を徒過した場合（特・意・商）

特許査定の送達を受けてから30日経過しても、特許料の納付がない場合、出願却下する旨の通知が送られてきますが、仮に通知がなかったとき、通知がされなかったことに不服は申し立てられないという理解でよいですか。また、通知があったとき納付すれば登録されるのですか。

（答）

設定の登録を受けるための特許料の納付が査定謄本の送達から30日を経過してもないときは、特許料が納付されていない旨の通知を行っていますが、この通知は特許法等関係法令には規定がない通知で、出願人への注意喚起のために行っているものです。

また、特許法第18条第1項で、「第108条第1項に規定する期間に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。」という規定があるだけで、当該通知は出願却下の処分をする手続上の要件とはされていません。よって、通知がなかったことに対して不服を申し立てることはできません。

当該通知後に納付する場合、出願却下の処分の謄本が送達される前に特許料の納付があれば、設定の登録をします。ただし、査定謄本の送達から30日を経過していればいつでも却下処分がされる可能性がありますので、速やかに納付する必要があります。

問7-2. 中断事由発生後の年金納付（特・実・意）

会社更生法の中断事由が発生したとき、特許権等に関する年金納付はどのようになりますか。

（答）

年金の納付については、会社更生法の中断事由が発生したとしても、中断すべき手続が係属していないので、納付すべき期間内に納付しなければなりません。納付期間内に納付しないときは特許権等の権利は消滅します。

問7-3. 特許料の追納期間の起算日（特・実・意）

特許料の納付期間の末日が休日（閉庁日）であった場合、6月の追納期間はどのように計算するのですか。

（答）

第4年以後の各年分の特許料は、原則として前年以前に納付しなければなりません（特108条2項）が、期間内に特許料を納付することができないときは、その期間の経過後6月以内にその特許料を追納することができます（特112条1項）。

特許料の納付期間の末日が閉庁日に当たるときには、翌開庁日をもって特許料の納付期間の末日となります（特3条2項）ので、当該翌開庁日の翌日を起算日として6月を計算します。

なお、その他の特許法上の手続に係る「（手続）“期間”の経過後〇月」等の規定の

Q&A

“期間”の末日が閉庁日に当たる場合についても、翌開庁日の翌日を起算日として〇月と計算します。

8. その他

問8-1. 出願取下書の撤回

特許出願について、出願取下げをしたのですが撤回できますか。

(答)

出願の取下げについては、提出された出願取下書において方式上の欠陥がない限り、受付した日からその効果が発生しますので、撤回することはできません。

問8-2. 特許出願における拒絶理由通知の応答期間（特）

(1) 国内居住者と在外者の共同特許出願の場合、拒絶理由通知の期間延長は何ヶ月認められますか。

(2) 3月30日に拒絶理由通知を発送された在外者が2ヶ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。また、更に1カ月の期間延長をした場合、満了日はいつになりますか。

(3) 拒絶理由通知後に国内居住者から在外者へ特許を受ける権利を承継する旨の出願人名義変更届を提出するとき、当該出願人名義変更届出の提出時期が、①拒絶理由通知書の当初の応答期間（60日間）中の場合、②拒絶理由通知書の応答期間中に既に国内居住者として2ヶ月の期間延長請求をしており当該延長期間中の場合、それぞれの応答期間中に提出した名義変更後の期間延長請求書はどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

(1) 国内居住者と在外者の共同出願の場合、1通で2ヶ月の延長、2通目の請求で更に1ヶ月の延長が認められます。1通目の請求と2通目の請求を同時にすることもできます。

(2) 手続のできる期間として本来の期間と延長期間とは一体をなすものの、本来の期間と延長期間は別のものであるため、本来の期間と延長期間のそれぞれについて特許法第3条第1項の規定により計算を行ったうえで全期間を定め、手続のできる一つの期間として扱います。したがって、3月30日に拒絶理由通知の発送があった場合、本来の期間は初日不算入により3月31日から起算して3月である6月30日で満了し、延長期間は翌日の午前零時から始まり初日を算入するため、その満了日は7月1日から起算して2月である8月31日となります。また、更に1ヶ月の期間延長をした場合、延長期間は翌日の午前零時から始まり初日を算入するため、その満了日は9月1日から起算して1月である9月30日となります。なお、9月30日が閉庁日に当たるときには、翌開庁日が期間の末日となります（特3条2項）。

(3) ①出願人名義変更届提出前に発送された拒絶理由通知で当初指定された指定期間内に、その後在外者となった出願人が指定期間の延長を請求するときは、延長を請求する者は在外者となりますので、1通目で2ヶ月、2通目で更に1ヶ月の延長が認めら

れます。また、②国内居住者として既に2ヶ月の期間延長請求を行っている場合であっても同様に、延長を請求する者は在外者となりますので、2通目で更に1ヶ月の延長が認められます。

なお、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知（前置審査中のものを含む。）及び特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由通知の応答期間については、（1）、（3）①及び②のいずれの場合においても、合理的な理由があるときは、期間延長請求書1通で1ヶ月の延長が認められ、最大で3通提出することができます。拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知に対する応答期間の延長の手続については、審判手続に関するQ&A Q1-43を御参照ください。

（改訂令和4・10）